

大戸川流域の 120 名の住民が大戸川ダム建設促進決起大会を開催し、淀川水系流域の住民と府県知事に必要性を訴えました。

大戸川ダム建設促進決起大会概要報告と 3 府県知事への直訴

<大戸川ダム建設促進決起大会>

● 開催目的

大戸川ダム建設を巡る情勢について、理解と必要性を確認し合い、流域住民が一丸となって、その必要性を訴えることが、使命と認識し、大戸川ダム建設促進決起大会を開催しました。

● 日時：平成 20 年 10 月 29 日（水） 19：30～21：30

● 会場：大津市上田上市民センター 2 階会議室

● 参加者：上田上学区住民 約 120 名

● 次第

1. 大戸川ダム対策協議会会長あいさつ

2. 地元市議員あいさつ

大津市議会議員 横田 好雄

3. 主旨の説明

大戸川ダム対策協議会 顧問 南部 政一

4. 大戸川ダム流域住民の訴え弁士

(1)南部 正敏 (大戸川ダム対策協議会)

(2)小林 茂宜 (大鳥居地域開発協議会)

(3)田村 孫保 (牧町地域開発対策委員会)

(4)谷 伊八 (大鳥居地域住民)

(5)正田 忠一 (牧町地域開発対策委員会)

(6)大居 喜代勝(大鳥居地域開発協議会)

(7)山本 和夫 (牧町地域開発対策委員会)

(8)廣瀬 修 (大戸川ダム対策協議会)

5 決議採択

田中 宏和

(田上学区自治連合会副会長)



● 主旨説明（大戸川ダム対策協議会 顧問 南部 政一）

昭和 28 年の 8 月、9 月の洪水では、多くの橋が流失し、堤防が決壊をしましたが、このことを踏まえて、当時の瀬田町の議員や地元の役員が、滋賀県に強く大戸川の対策をお願いしました。しかし、その時に、県から「大戸川は、直接、瀬田川に流れ込むので、洪水対策をすると、宇治川や淀川があふれる。川幅を 2 倍にするか、ダムしかない。」という内容でありましたが、結局、その対策は実施されませんでした。

その後、昭和 40 年代の初めに、国、県、市の方が、「下流の淀川の治水のためにも、ダム建設をお願いしたい。」というお話に来られ、その時に、熊本県と大分県の県境に位置する下釜（シモウケ）・松原ダムの建設では水没世帯の反対者に立ち退きを迫り、地域の人々が徹底的な反対運動を行ったが、国は代執行を行い、ダムを完成したとの話を聞き、国が決めたことは天下の宝刀を抜いても実行するという事実を知りました。

当然、大鳥居の方々には集団移転に反対され、集落を二分した状態となりましたが、真に

大戸川の治水と淀川の治水を考え、また、こうした国のやり方を考えた時に、ご協力を頂かざるを得ないと判断をしました。

その後、平成元年9月滋賀県議会定例会において国の大戸川ダム基本計画（案）を了承することを議決され、国、県が揃って、重ねて強く地元で説得に連れられ、多くの方の大変なご苦勞の結果、平成10年3月に大鳥居集団移転を完了していただきました。このことが、集団移転までの経過です。

次に、なぜ、ダムを巡る情勢が変ったのかを説明します。

国の大きな動きのなかで、平成9年に河川法が改正され、今後20～30年後の具体的な河川整備の内容を示す河川整備計画を作成した後に河川の事業を実施することとなりました。大戸川ダムも淀川水系河川整備計画が作成された後に、ダム本体の事業が進められることに方針変換されたものです。

しかしながら、平成17年7月に「淀川水系5ダムの方針」が公表され、大戸川ダムは、「必要性には変わりはないが当面実施しない」というものであります。

その後、国において、「淀川水系河川整備基本方針」が示され、それに基づき、平成19年8月28日には「淀川水系河川整備計画原案」が公表され、大戸川ダムについては、利水及び発電の撤退により、治水専用の流水型ダムとして整備することが記述されました。

その後、国は、このことについて、学識経験者、自治体意見、関係住民の意見を聴取し、その結果を基に、平成20年6月20日に「淀川水系河川整備計画（案）」として公表しましたが、その内容についても、原案と同様、流水型ダムとして整備するというものであります。

しかしながら、この間、自然環境への影響を中心に議論をされた学識経験者で組織する淀川水系流域委員会の委員の中から、「ダムは不必要」との意見が出され、委員会の中の治水を専門とする学者の意見が軽視されるなど、地元住民の立場に立って頂いているとは到底思えない、大変残念な議論が、私どもから離れた地においてされたのでございます。

こうした淀川水系流域委員会の議論を受けて、滋賀県知事の発言も二転三転され、平成19年2月滋賀県議会定例会にて、「大戸川ダムが当面実施されない場合の治水対策についての代替案を検討しましたが、ダム以外の選択は困難」との答弁をされたにも関わらず、国から公表された同計画案に対して、「ダム計画自体も効果が薄いとされている現時点で計画に入れるのははなはだ疑問」と発言され、また、平成20年9月滋賀県議会定例会において、僅か2票差で、私どもの願いを踏みにじるような内容が議決されたのであります。

最後になりますが、今の情勢について説明をします。

平成20年6月には、「淀川水系河川整備計画（案）」が公表され、現在、知事意見の聴取がされています。

すでに県下26市町長の意見が知事に提出されており、その大多数が建設促進の意見であります。

このことを踏まえ、近々に知事意見が公表されるとお聞きしている次第であり、その意見は大変重いものとお聞きしております。

知事には任期がありますが、私どもはダム建設の結果が出ない限り、明日起こるかもしれない洪水と戦っていかねばなりません。

このことを受け、来る、11月6日には嘉田知事に直接面談し、大戸川ダムに関わった私たちの人生と大戸川ダムの必要性を訴え、その後、京都、大阪の各府県知事にも要望をまいます。

本日は、流域府県知事と淀川水系流域住民に対して、大戸川ダムの必要性と私たちの人生の重みを認識頂きたく、大戸川ダム建設促進決起大会を開催いたしました。

本日参加の皆様から、ダム建設についての声を強く訴えて頂きたいと考えております。

この40年の行政機関との信頼関係と、住民の人生の重み、そして今は亡き多くの御霊の前に、共に、がんばりたいと存じます。



小林 茂宜(大鳥居地域開発協議会)

水没地移転住民として、大戸川、そして宇治川、淀川の治水のために、地域の分裂を克服し、集団移転した人生を語り、その人生の重みを訴えられる。

2年まえまでは一貫して当時の知事を先頭に「早くダムを造れ!」と国に働きかけていた「ダムこそ治水対策だ」との考えとは大きな違いです。嘉田知事のあいまいな発言の真意は何なのでしょう? 知事が代わるとこれほど行政としての対応が変わるものなのでしょう? 昭和43年(1968年)予備調査が開始されました。私25歳でした。その時期より大鳥居が約10年の間「賛成」「反対」に二分され精神的にたいへん苦しい時期を過ごしました。

そしてようやく意見一致を見たのです。その理由は何か「田上地域の洪水(昭和28年)の被害を目にし、又洪水の恐ろしさを知っているが故、下流の大戸川の洪水による被害を防ぐために、1200年の歴史有する大鳥居を捨てよう!!」郷土を愛するこの思いが私どもの歴史を閉じる大きな決断だったのです。



僅か2日の呼びかけで、会場収容能力100名を越え、満員の参加者。白熱した訴えは、



大会決議の採択

< 3府県知事への直訴 >

●11月6日

決議文と「訴え」を滋賀県知事、京都府副知事、大阪府副知事に直訴し、南部 正敏 (大戸川ダム対策協議会会長)以下15名が大戸川ダムの必要性を強く訴えました。



滋賀県知事 様



京都府副知事 様



大阪府副知事 様

決 議

滋賀、京都、大阪の各府県知事、そして淀川水系流域住民の皆様に訴えます。

去る六月二十日に近畿地方整備局より公表された淀川水系河川整備計画(案)において、大戸川ダムを整備する旨が記述され、現在、同計画(案)に対して知事意見が提出される重要な局面となっています。

私たち流域住民は、大戸川ダムの建設について、この地に住んだことの無い方々や今日までの経緯を知らない方々のお考えで左右される問題ではないと考えております。

近年、各地で局所的豪雨による河川氾濫が相次いでおり、当流域においても治水対策の一層の必要性かつ緊急性は増しています。

過去四十年間、国や流域府県は、私どもの強い要望に対して、河川改修を実施した場合、豪雨時に宇治川や淀川が溢れる危険性があることを理由に大戸川ダム建設まで抜本的治水対策は待ってほしいと言う事で、事業化や日常管理が行なわれませんでした。

このために、私どもは、京都、大阪の下流域の方の立場に立って、筆舌に尽くせない苦勞をし、ダム水没地となる水没地住民が集団移転まで行うなど、ダム建設に協力をしてきました。正に、宇治川や淀川の治水は、私どもの日々の苦勞の上に立ったものなのです。

私ども住民は、当然ながら「府県知事は、行政の責任において治水対策を行なう立場から、きっと良い治世をしていただけるもの」と期待をしておりました。しかしながら大戸川流域住民を守る立場の地元、滋賀県の知事でさえ、考え方は二転三転として定まらず、日を追う毎に私たちの思いと反対に向かっています。

この地に住み大戸川の氾濫による甚大な被害を受け、また水没地の移転の苦勞を経験した流域住民は、ダム以外の選択の方法がないことを深く感じています。

知事には任期があり、今だけのことを考えて任期満了することが出来ますが、私たちはダム建設の結果が出ない限り過去を引きずり明日起こるかもしれない洪水の不安と戦っていかねばなりません。

知事が代わったから「今までのことはどうでもよいこと」と判断され、知事意見を提出されることは、昭和四十三年の予備調査開始以来、平成元年滋賀県議会九月定例会で国の建設基本計画案に計画推進の議決をされ、国に知事意見を提出されるなどこの四十年間の行政の姿勢と住民の人生の重み並びに治水問題のために生涯をささげ、今は亡くなった多くの御霊を裏切る行為であります。

これらのことを踏まえ、私たち流域住民は、大戸川ダムの建設が早期に図られるよう決議します。

平成 20 年 10 月 29 日

大戸川ダム建設促進決起大会